

仕様書②（ネーミングライツ契約）

本仕様書は、東大阪市（以下、「甲」という。）が発注する東大阪市本庁舎展望フロアリニューアル業務（以下、「本業務」という。）のうち、ネーミングライツ契約に関する内容について必要な事項を示し、ネーミングライツを取得する企業（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

1. ネーミングライツの目的

ネーミングライツは、市施設等の名称に、企業の社名やブランド名を冠した愛称をつける権利を付与する代わりに、ネーミングライツ・パートナーからその対価を得ることにより、新たな歳入を確保し、施設の運営や管理に役立てるものである。

本業務によりリニューアルする展望ロビーエリア（南側）にネーミングライツを付与することにより、甲は新たな歳入・財源確保を通じた本業務への有効活用、ネーミングライツ・パートナーは企業の認知度が向上するなどの広告宣伝効果やイメージアップ効果を獲得することを目的とする。

2. 対象箇所概要

（1）対象箇所名

東大阪市本庁舎 2 2 階展望ロビー（別紙⑨「ネーミングライツ対象エリア」）

（2）所在地

東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

（3）展望ロビー利用可能時間

年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く午前9時から午後11時

（4）展望ロビー入場料

無料（ただし、駐車場有料）

（5）展望ロビー来場者数（推定実績）

年度	人数
令和4年度	約46,000人
令和5年度	約44,000人
令和6年度	約35,000人

3. 愛称の使用可能期間

愛称の使用可能期間は、令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間（60か月）とする。ただし、愛称の表示・掲載が可能な始期日は本業務「仕様書①」に示す展望ロビーの整備が完了した日以降とする。

4. ネーミングライツ・パートナーの要件

ネーミングライツ・パートナーは、経営が安定しており、「1. ネーミングライツの目

的」の内容を十分理解するとともに、本仕様書の内容、その他関係法令等を遵守でき、次の要件を満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団または東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (4) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む、以下同じ。）が次のいずれにも該当しないこと
 - ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (5) 役員であって代表権を有する者のうちに成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者がいないこと
- (6) 役員のうちに甲の議会の議員、市長若しくは副市長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する委員会の委員若しくは委員又は地方公営企業の管理者に該当する者がいないこと
- (7) 破産手続きの申立てをし、若しくはその開始の決定がなされた者又は更生手続き開始の申立て若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業等を含む法人に該当しないこと
- (9) 消費者金融に係る法人に該当しないこと
- (10) 法律に定めのない医療類似行為に係る法人に該当しないこと
- (11) 社会問題を起こしている業種に係る法人に該当しないこと
- (12) 商品先物取引に関するものに該当しないこと
- (13) たばこの製造又は販売業（電子たばこを含む）に該当しないこと
- (14) ギャンブルにかかるものに該当しないこと
- (15) 探偵事務所等の調査会社に該当しないこと
- (16) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップに該当しないこと
- (17) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154

- 号)による再生・更生手続中の事業者該当しないこと
- (18) 行政機関からの行政指導を受け、改善されていない者でないこと
- (19) 葬儀業を営む者に該当しないこと
- (20) その他甲が不適当と認める者でないこと

5. ネーミングライツ料

- (1) ネーミングライツ料は、リニューアル業務「仕様書①」に示す展望ロビーの整備完了日に関わらず、令和7年12月分から発生するものとし、日割りでの算出はしない。
- (2) ネーミングライツ料は、甲指定の納付書にて甲が指定する期日までに納付すること。なお、年度毎の納付又は一括納付(60か月分)については、協議の上決定することとし、いかなる場合であっても、既納のネーミングライツ料は還付しない。

6. 愛称の命名条件及び決定方法

愛称の命名条件は次の各号のとおりとする。また、ネーミングライツ・パートナー決定後、愛称候補を複数案甲へ提示し、協議の上、愛称を決定する。

- (1) 愛称には、ネーミングライツ・パートナーの企業名や商品名、ブランド名等を冠することができる。ただし、一般に理解しやすいもので、日本語又は英語アルファベット(若しくはその両方)を使用するものとする。
- (2) 企業やブランドのロゴマーク等の使用は可能とする。
- (3) 愛称は、来場者や市民にとって愛着を持って、親しみやすい、呼びやすい愛称とする。
- (4) 混乱を避けるため、愛称と正式名称(展望ロビー)を併記する等の措置を講じることがある。
- (5) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することはできない。
- ① 法令等に違反するもの
 - ② 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - ③ 人権侵害になるもの
 - ④ 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
 - ⑤ 良好な景観又は風致を害するもの
 - ⑥ 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
 - ⑦ 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの
 - ⑧ 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
 - ⑨ 当該名称に係る事業に内容を甲が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの
 - ⑩ 社会問題についての主義主張に関するもの
 - ⑪ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
 - ⑫ 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合

⑭ 個人の氏名

⑮ その他、甲が不適当と認めるもの

(6) 混乱を避けるため、愛称の使用期間中は社名の変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称の変更は不可とする。

7. ネーミングライツ・パートナーの特典

ネーミングライツ・パートナーには、命名権以外に次の特典を付与する。

(1) 展望フロア内の甲が指定する候補箇所(別紙⑩「愛称掲出候補箇所」参照)に、愛称を表示。(掲出箇所、数量等の詳細については甲と協議のうえ決定する。)

(2) 本庁舎各フロア内及び各エレベーター内案内サイン(計37箇所)に愛称を表示。

(3) 市公式ウェブサイトにおいて愛称決定のお知らせ及び展望ロビー案内ページにおいて愛称を掲載。

(市ウェブサイト以外にも各サイトにて展望ロビーが掲載されていることから、サイト運営者との協議のうえ、可能な範囲で愛称を掲載する。)

(4) 愛称使用開始後に市が作成・発行する印刷物への愛称の掲載。

・市政だより：279,000部(発行部数)

※展望フロアリニューアルオープンの周知。

・観光ガイド等チラシやパンフレット：10,000部 ※市施設・鉄道駅・イベント等での設置、配布。

(5) 展望フロアリニューアルオープン時のチラシやポスターに愛称掲載。(発行部数、設置箇所未定。)

(6) 展望フロアにおいてネーミングライツ・パートナーをPRする機会を提供予定。(詳細については甲と協議の上決定すること。)

(7) その他、展望フロアのリニューアルオープンにあたっては、報道提供、市SNSでの発信等を予定。

8. 費用負担

ネーミングライツ料とは別に愛称表示に伴い発生する費用負担は次頁のとおりとする。

費用	甲	ネーミングライツ・ パートナー
展望ロビーでの愛称表示費用	○	
本庁舎内案内サインへの愛称表示費用	○	
愛称使用期間終了後の原状回復費用	○	○（愛称変更に伴うもの）
甲が作成するパンフレット等の印刷費用	○	
愛称変更に伴う表示の変更費用		○